

知っ得労務セミナー

～ご注意ください。「雇止め」ができなくなります～

「雇止め」とは、パートさんや契約社員などの有期雇用契約の従業員の方に、契約更新を行わずに会社を辞めてもらうことですが、労働契約法の改正に伴い、平成30年4月以降になるとこの雇止めができなくなる場合があります。

平成25年4月1日以降に締結した有期雇用契約の期間が通算5年を超えた場合に、本人のから無期雇用への変更の申し出があると、会社はこの申し出を拒否できず、契約の更新はもちろんのこと、次の契約期間は期間の定めのない契約となります。

「無期転換ルール」と呼ばれるものですが、会社としての方針や対策をしておかなければ無用のトラブルの原因となります。このことについて、下記により、セミナーを開催しますので是非ご参加ください。

記

1. 日 時 平成30年1月29日（月） 午後2時～午後3時30分
2. 場 所 稲沢商工会議所会館 研修室
3. 定 員 20名（先着順）
4. 対 象 小規模事業者、事業主、労務担当者
5. 講 師 岩田 進 氏（社会保険労務士）
6. 受講料 無 料
7. 申込み お電話にてお申込みください。 電話 0587-81-5000

《主催：稲沢商工会議所 中小企業相談所／土木建設業部会》